

I 組織の設立

多面的機能支払交付金を活用した活動を行うためには、活動組織を設立する必要があります。

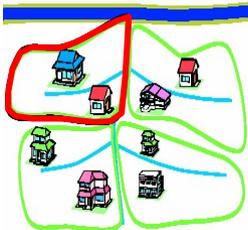
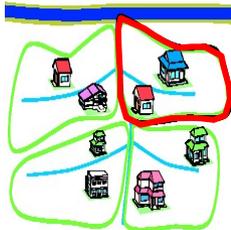
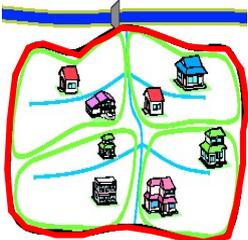
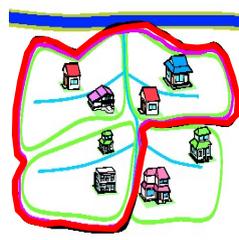
1. 対象地域の設定

- ・ 組織づくりは、対象地域を設定することから始めます。
- ・ 地域の水路や農道などを守っていく共同活動にもっとも取り組みやすいまとまりを、それぞれの地域に応じて設定します。
- ・ 対象地域の単位は、集落ごと、ため池や堰などの用水がかりごと、ほ場整備などの事業実施区域ごとなど、様々なまとまりが考えられます。
- ・ 合意形成が可能なまとまりで、対象地域を検討して下さい。

※ 活動の対象となる区域が旧市区町村等の広域に及び場合には、広域活動組織※1を設立することができます。広域活動組織化により、事務負担の軽減や運営体制の強化が期待できます。広域活動組織を設立して活動を実施する場合は、「多面的機能支払交付金の活動の手引き（広域活動組織用）」を参照して下さい。

※ 京都府では広域協定の対象とする区域が50ha以上又は協定に参加する集落が3集落以上（ただし、中山間地域等の条件不利地域を含んでいない場合は、100ha以上）の規模を有していること。

対象地域の単位の例

集落単位	集落営農単位
	
集落ぐるみで保全活動を行う体制	集落営農組織で保全活動を行う体制
水系単位	事業単位
	
ため池や堰などの水系単位で保全活動を行う体制	ほ場整備事業などの事業実施区域単位で保全活動を行う体制

2. 構成員の取りまとめ

構成員

活動組織の構成員は、以下の者により構成されます。

- 1) 農業者、地域住民、自治会、農業者団体等の地域の実情に応じた者
- 2) 農業者、農業者団体等の地域の実情に応じた者

団体の場合は、その団体の中で、活動組織の構成員となることを合意・決定した上で参加して下さい。

活動組織の構成

農地維持支払交付金

- ① 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織
- ② **農業者のみ**で構成される活動組織

資源向上支払交付金

○共同活動

農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織

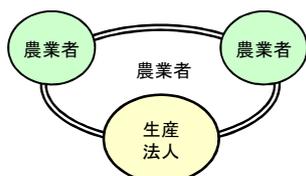
※非農業者の参加が必要です

○施設の長寿命化、組織の広域化・体制強化

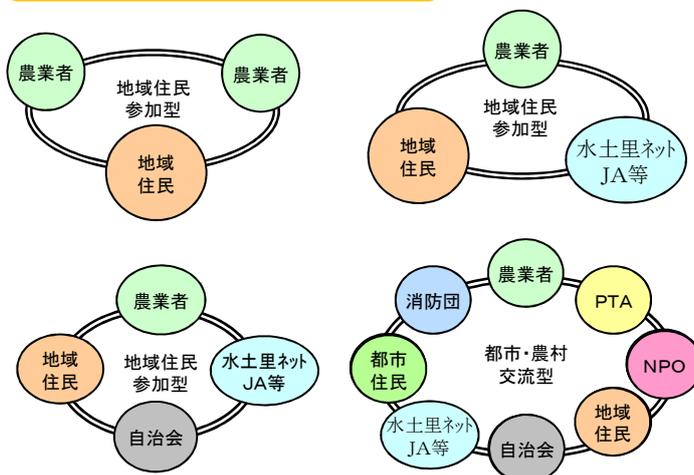
農地維持支払交付金と同様の活動組織

活動組織の構成例

① 農業者のみで構成



② 農業者及びその他の者で構成



3. 規約(案)の作成

(1) 規約の作成

活動の目的、構成員、議決方法など組織運営の基本となる事柄を確認するため、規約を定めます。

(2) 規約の内容について

規約の内容は、以下の様式のとおりです。(多面的機能支払交付金実施要領別記6-1)

(別記6-1)

このページは規約の記載例です。
必要に応じて追記等して下さい。

〇〇地域資源保全会 規約

〇〇年〇月〇日制定

第1章 総則

総会で本規約が制定された日付を記入します。

(名称)

第1条 この活動組織は、〇〇地域資源保全会(以下「活動組織」という。)という。

(事務所)

第2条 活動組織は、主たる事務所を〇〇県〇〇市〇〇△△に置く。

資源向上活動を実施する場合のみ記載します。

(目的)

第3条 活動組織は、第4条の構成員による農地維持活動又は資源向上活動を通じ、〇〇市〇〇に存する農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全並びに水路・農道等の施設の長寿命化を図ることを目的とする。

資源向上活動(共同)を実施する場合のみ記載します。

資源向上活動(長寿命化)を実施する場合のみ記載します。

第2章 構成員等

(構成員)

第4条 活動組織の構成員は別紙のとおりとする。

活動組織の構成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議して下さい。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第5条 活動組織に、代表1名、副代表〇名、書記〇名、会計〇名、監査役〇名を置くこととする。代表等役員は別紙のとおりとする。

2 代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。

3 代表は、この活動組織を代表し、活動組織の業務を統括する。

4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。

5 書記は、活動組織の活動の事務等を行う。

6 会計は、責任者として事業の会計を行う。

7 監査役は、責任者として会計の監査を行う。

(役員任期)

第6条 役員任期は、〇年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第4章 総会

(総会の開催)

第7条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- 一 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- 二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
- 三 その他代表が必要と認めたとき。

3 前項第一号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

実施する活動内容に応じて選択して記載します。

(総会の権能)

第8条 総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 二 資源向上活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 三 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)の収支決算に関すること。
- 四 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の収支決算に関すること。
- 五 活動組織規約の制定及び改廃に関すること。
- 六 その他活動組織の運営に関する重要な事項。

これまで資源向上支払(長寿命化)を実施する場合で、農地維持支払及び資源向上支払(共同)との経理を区分しない場合は、三及び四を区分せずに「農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の収支決算に関すること」と記載するようになっていましたが、令和元年度からの金銭出納簿では、農地維持支払・資源向上(共同)と資源向上(長寿命化)双方の交付金の収支が1つの様式で把握できるようになったため、規約の変更は必須ではなくなりました。

(総会の議決方法等)

第9条 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

2 総会においては、第7条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。

5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布等により確実に周知するものとする。

総会の議決方法は、上記第9条第3項に示す方法もしくは以下に示す方法のいずれかを選択して下さい。

3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、各集落の構成員それぞれ1票により集落としての議決を行った後、各集落及び団体の代表でそれぞれ1票により行い、過半数で決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別議決事項)

第10条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 活動組織規約の変更
- 二 活動組織の解散
- 三 構成員の除名
- 四 役員解任

第5章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付け)

第11条 活動組織は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 活動組織規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 その他代表が必要と認めた書類

(書類の保存)

第12条 活動組織は、前条各号に掲げる書類を交付金の交付が完了した日が属する年度の翌年度から起算して、5年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第13条 活動組織の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第14条 活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たっては他の会計と区分して経理する。

- 一 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)
- 二 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)
- 三 その他の収入

交付を受ける交付金の内容に応じて記載します。

これまで資源向上支払(長寿命化)を実施する場合で、農地維持支払及び資源向上支払(共同)との経理を区分しない場合は、一及び二を区分せずに「農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の収支決算に関すること」と記載するようでしたが、令和元年度からの金銭出納簿では、農地維持支払・資源向上(共同)と資源向上(長寿命化)双方の交付金の収支が1つの様式で把握できるようになったため、規約の変更は必須ではなくなりました。

(事務経費支弁の方法等)

第15条 活動組織の事務に要する経費は、第14条の資金をもって充てる。

(活動計画の作成)

第16条 活動計画は、総会の議決を得てこれを定める。なお、計画の作成に当たっては、活動時の安全(作業前の危険箇所の確認・共有など)について考慮し作成するものとする。

(資金の支出)

第17条 資金の支出者は、代表とする。

(資金の流用)

第18条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第19条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実にやり、日々出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の収納)

第20条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

第21条 金銭の支払については、受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

資源向上活動により、**施設の更新又は新たに設置を行う場合は、以下の第22条の規定を追加してください。**

(財産の管理)

第22条 資源向上活動により更新又は新たに設置した施設については、財産管理台帳に記録し、適正に管理するものとする。

(物品の管理)

第22条 活動組織が購入又は借り入れた器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

(決算及び監査)

第23条 活動組織の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の○日前までに監査役に提出しなければならない。

2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、毎会計年度終了後○日以内に総会の承認を受けなければならない。

第6章 活動組織規約の変更

活動にかかる日当単価、草刈機や軽トラック等資機材の賃借料、研修旅費等のほか、外部委託する場合の契約方法(見積徴集や契約単価等)について、細則に規定し、総会で議決してください。

(規約の変更)

第24条 この規約を変更した場合は、市町村長に報告をしなければならない。

第7章 雑則

(細則)

第25条 多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、その他この規約に定めるもののほか、活動組織の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。
- 2 活動組織の設立初年度の役員を選任については、第5条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条第1項の規定にかかわらず、令和〇〇年〇月〇日までとする。
- 3 活動組織の設立初年度の活動計画の議決については、第16条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

設立総会の開催等により、活動組織に参加することについて、構成員の了解を得て下さい。

令和〇年〇月〇日

〇〇地域資源保全会構成員一覧

以下3. の構成員は、〇〇地域資源保全会へ参加するとともに、活動組織の代表、役員を下記1. 2. のとおり定めます。

1. 代表

役職名	氏名	住所	備考
代表	多面 太郎	〇〇県△△市〇町〇-〇-〇	

2. 役員

役職名	氏名	住所	備考
副代表	多面 花子	〇〇県△△市〇町〇-〇-〇	〇〇集落
会計	多面 次郎	〇〇県△△市〇町〇-〇-〇	〇〇自治会
—	〇〇〇	

活動組織の事務所を設置している場合は事務所の所在地を、事務所がない場合は代表者の住所を記載します。

3. 構成員

★分類欄は「分類番号リスト」より番号を選択してください。

所属する集落や団体名を記載します。

★団体の場合は代表者名を記入してください。

(1) 〇〇集落

「役職名」欄には活動組織における

① 農業者の個人または農業者以外の個人に位置付けられている農用地において耕作又は

分類	氏名	住所	備考 (団体名等)
1. 農業者個人	多面 太郎	〇〇県△△市〇町〇-〇-〇	〇〇集落代表
2. 農事組合法人	多面 次郎	〇〇県△△市〇町〇〇	
—	〇〇〇	

役員が団体に所属する場合は、役員の備考欄に3の(2)と同じ団体名を記載します。

② 農業者以外の個人

分類	氏名	住所	備考
5. 農業者以外個人	多面 A子	〇〇県△△市〇町〇〇	
—	〇〇〇	

(2) 農業者以外の団体 (代表者名のみ記載)

・「氏名」欄には、団体の代表者氏名及び団体における役職名を記載します。

分類	氏名	住所	備考 (団体名等)
6. 自治会	副会長 多面 三郎	〇〇県△△市〇町〇〇	〇〇自治会
7. 女性会	会長 多面 〇〇		

「分類」欄には右図の分類番号リストから番号と分類名を記載します(手書きの場合は、分類名は省略が可能です)。

分類番号リスト													
農業者				農業者以外									
個人として参加	団体として参加			個人として参加	団体として参加								
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
農業者個人	農事組合法人	営農組合	その他の農業者団体	農業者以外個人	自治会	女性会	子供会	土地改良区	J A	学校・PTA	N P O	その他の農業者以外団体	

4. 事業計画(案)の作成

活動組織が農地維持活動及び資源向上活動を円滑に実施できるようにするため、事業の目標、内容、実施期間及び構成員に係る事項を定めた事業計画(案)を作成します。

事業計画(案)の内容は、以下の様式のとおりです(多面的機能支払交付金実施要領様式第1-2号)。

なお、本事業計画(案)の市町村長への提出にあたっては、多面的機能支払交付金実施要領様式第1-1号の認定申請書を作成し、これに添付します。

※様式第1-1号・1-2号は、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の共通様式になります。

これは多面的機能支払交付金のみに取り組む場合の記載例です。必要に応じて追記等してください。
中山間地域等直接支払交付金など、他の事業にも併せて取り組む場合は、必要事項を書き加えます。

(様式第1-2号)

【活動組織から市町村に提出する】

農林水産省様式

多面的機能発揮促進事業に関する計画

○年○月○日

○○地域資源保全会

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

(例) 本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保管理することが必要である。

2. 目標

(例) 1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して農業用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

活動内容を踏まえて記載してください。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類(実施するものに○を付すこと。)

1号事業(多面的機能支払交付金)	○	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号。以下「法」という。)第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動(以下「イの活動」という。) (農地維持支払交付金)
	○	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動(以下「ロの活動」という。) (資源向上支払交付金)
2号事業(中山間地域等直接支払交付金)		
3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)		
4号事業(その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業)		

活動内容に合わせて記載してください。

② 実施区域

(例) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書(以下「活動計画書」という。)[(別添1)実施区域位置図]のとおり。

(2) 活動の内容等

① 1号事業

1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 実施区域内の農用地、施設」並びに「(別添1) 実施区域位置図」のとおり。

活動内容に合わせて記載してください。

2) 活動の内容

(例) イ イの活動

活動計画書「3. 活動の計画」の「(1) 農地維持支払」に記載のとおり。

ロ ロの活動

活動計画書「3. 活動の計画」の「(2) 資源向上支払(共同)」及び「(3) 資源向上支払(長寿命化)」に記載のとおり。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

4 農業者団体等の構成員に係る事項

(例) 「(別添2) 構成員一覧」に記載のとおり。多面的機能支払交付金実施要領「別記6-1 活動組織規約」の「(別紙) 構成員一覧」に代えることもできる。

(様式第1-1号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

本様式に上記様式(様式第1-2号)を添付し提出して下さい。

〇年〇月〇日

市町村長 殿

〇〇地域資源保全会

多面 太郎

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

1 事業計画

2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

- 1号事業(多面的機能支払交付金)
- 2号事業(中間地域等直接支払交付金)
- 3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)

多面的機能支払交付金にのみ
取り組む場合の記載例です。

3 その他

- 都道府県の同意書の写し(都道府県営土地改良施設の管理)

※ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)第5条第1項に規定する活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として、多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請に必要な上記1から3までに掲げる書類が既に市町村長に提出されているときは、これらの書類の添付を省略することができる。

- ※に該当するため、書類の添付を省略する。

5. 活動計画(案)の作成

多面的機能支払交付金の対象となる活動は、活動計画に基づき実施されます。

活動計画は、京都府が策定する「要綱基本方針」に基づき作成する必要があります。

※「要綱基本方針」とは、国が示す活動指針を基礎として都道府県が策定する、多面的機能支払交付金の対象となる活動の項目を区分して整理した方針です。

※活動計画書の様式第1-3号のⅠ、地区の概要（共通）は、多面的機能支払交付金と中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金と共通様式です。多面的機能支払交付金の活動計画については、Ⅱ、1号事業の別紙1を使用します。

様式の経過措置等について（令和3年度改正の実施要領附則3）

- 令和2年度までに事業計画の認定を受けた対象組織は、従来の活動計画書の様式をそのまま使ってもかまいません。

(様式第1-3号)
【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式
○年○月○日

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
(多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、
環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書)

（ふりがな）	（あいうえおかつどうそしき）
組織名	○○地域資源保全会
（ふりがな）	（ためん たろう）
代表者氏名	多面 太郎
（ふりがな）	（まるけんさんかくしまるちょう）
所在地	○○県△△市○町○-○-○

Ⅰ. 地区の概要（共通）

多面的機能支払、中山間地域等直接支払、
環境保全型農業直接支払の活動計画書など
で使用する共通様式です。

<活動の計画>

<input checked="" type="checkbox"/>	Ⅱ. 1号事業（多面的機能支払）	別紙1
<input type="checkbox"/>	Ⅲ. 2号事業（中山間地域等直接支払）	別紙
<input type="checkbox"/>	Ⅳ. 3号事業（環境保全型農業直接支払）	別紙
<input type="checkbox"/>	Ⅴ. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

（注）該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

<施行注意>

提出の際に（ ）内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

I. 地区の概要

(1) 活動期間

活動の実施期間を設定します。

活動期間は、原則として5年間とします。

資源向上支払交付金（長寿命化）については、対象施設の補修や更新等の目的が達成可能な年数に短縮することもできます。

1. 活動期間					
	活動開始年度	活動終了年度	交付金の交付年数	計画変更年度	計画変更を行った場合は変更した年度を記入して下さい。
農地維持支払	令和5年度	令和9年度	5年	○年度	○年度
資源向上支払(共同)	令和5年度	令和9年度	5年	○年度	○年度
資源向上支払(長寿命化)	令和5年度	令和9年度	5年	○年度	○年度
中山間地域等直接支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度
環境保全型農業直接支払	○年度	○年度	年	交付金の交付を受けずに活動を行う場合は、いずれの欄も記入しないで下さい。	

(2) 実施区域内の農用地、施設

実施区域内の農用地、施設とは、事業計画に位置づけて活動を実施する農用地（認定農用地※）及び水路等の施設のことです。

- ※ 認定農用地・・・活動組織が共同活動を実施する農用地
- 対象農用地・・・交付金の算定の対象となる農用地

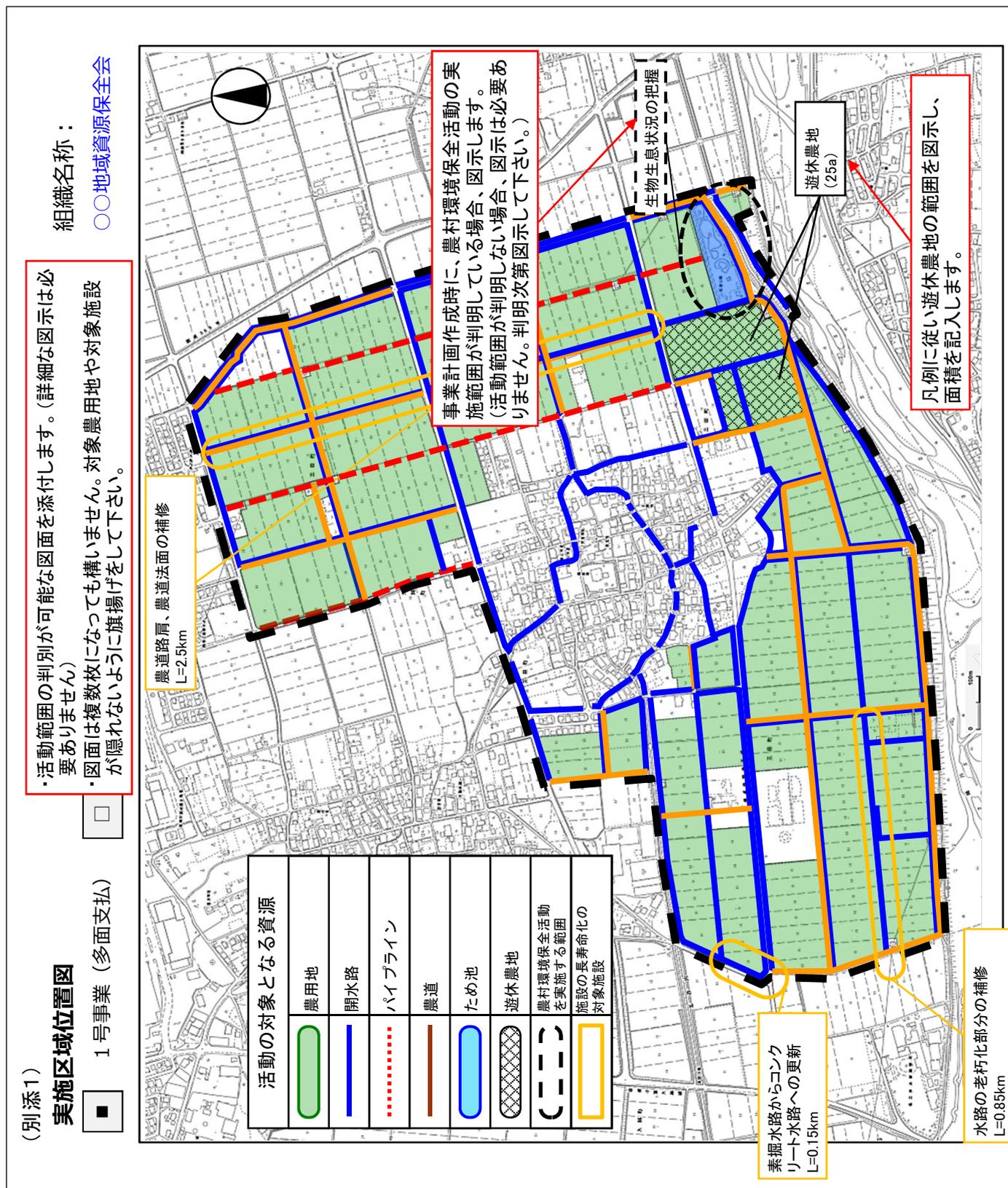
公共用施設は、市町村等の施設管理者が管理を行っているため、原則として共同活動の対象にはなりません。保全管理対象施設に位置づけてよいかどうかは市町村に確認してください。

2. 実施区域内の農用地、施設						
協定農用地面積又は認定農用地面積※1	農用地				計	うち遊休農地面積
	田	畑	草地	採草放牧地		
多面支払	4,600a	900a			5,500a	25a
中山間直払						a
取組面積						a
環境直払※2						
※1 多面支払の認定農用地 ※2 環境直払に取り組む場記載するものとする。						
農用地の面積については、国土調査等による地籍図等に基づく台帳の合計面積や1/2,500程度以上の縮尺図面の図測による算定を基本とします。詳細については市町村に確認してください。						
農用地の面積については、国土調査等による地籍図等に基づく台帳の合計面積や1/2,500程度以上の縮尺図面の図測による算定を基本とします。詳細については市町村に確認してください。						
※ 遊休農地の一部を解消した場合は、数値を変更の上、届出を行います。 ※ 遊休農地については、活動計画書に位置付けた活動を行い、活動期間内に耕作可能な状態とする必要があります。						
※ 認定農用地の区域内において、共同活動による保全管理活動等を実施する施設量を記入します。 ※ 下段欄には、上段の数量の内数として資源向上活動(長寿命化)を実施する対象施設の量を記入します。 ※ 農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金(共同)を活用して資源向上活動(長寿命化)を行う場合も「うち、施設の長寿命化の対象施設」欄に記入します。						
農業用施設(多面支払)		水路	農道	ため池		
うち、資源向上支払(長寿命化)の対象施設		8.2 km	7.5 km	5 箇所		
		0.3 km	1.5 km	3 箇所		
※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。						

(3) 実施区域位置図

活動範囲が判別可能な図面に、活動の対象となる全ての農用地及び農業用排水路、農道等の施設を図示します。

また、「Iの2 実施区域内の農用地、施設」の欄に遊休農地が位置づけられている場合は、この範囲を図示し面積を記入します。



(4) 組織構成員一覧

別添2「構成員一覧」のとおり

※多面的機能支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができます。

(別添2) 構成員一覧

「役職名」欄には活動組織における役職名を記入します。

構成員が団体の場合は、代表者名もしくは団体名を記入してください。

「分類番号」欄には左下の多面的機能支払分類番号リストから該当する番号を選び記入します。

活動組織の事務所を設置している場合は事務所の所在地を、事務所がない場合は代表者の住所を記入します。

役職名	氏名 (代表者名、 団体名)	住所	多面的機能支払		中山間地域等 直接支払		環境保全型農業直接支払
			分類 番号	分類 記号	年齢 分類 記号		
代表	多面 太郎	〇〇県△△市〇町〇-〇-〇	〇	1	A	カ	
副代表	多面 花子	〇〇県△△市〇町〇〇	〇	1	A	カ	

参加形態	分類番号	名称
農業者	1	農業者個人
	2	農事組合法人
	3	営農組合
	4	その他の農業者団体
農業者以外	5	農業者以外個人
	6	自治会
	7	女性会
	8	子供会
	9	土地改良区
	10	JA
	11	学校・PTA
	12	NPO
	13	その他の農業者以外団体

法人種別	分類記号	名称
農業者 (人)	A	交付農用地を持つ農業者
	B	交付農用地を持たない農業者
	C	農地所有適格法人
	D	特定農業法人
	E	その他法人 (NPO法人、公益法人等)
農業生産組織	F	機械・施設共同利用組織
	G	農作業受委託組織
	H	栽培協定
	I	その他の組織
その他	J	土地改良区
	K	水利組合
	L	非農業者 (人)
	M	その他

年齢	年齢分類記号
45～49歳	ウ
50～54歳	エ
55～59歳	オ
60～64歳	カ
65～69歳	キ
70～74歳	ク
75～79歳	ケ
80歳以上	コ

注1：「多面的機能支払」及び「環境保全型農業直接支払」の欄は、各支払に取り組む者に〇印を記入。「中山間地域等直接支払」の欄は、署名。
 注2：多面的機能支払に取り組む場合は、「分類番号」を分類番号リストの1～13から選択。
 注3：「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において農業生産活動等（多面的機能支払においては、耕作又は養畜）を実施する農業者又は団体である。
 注4：中山間地域等直接支払の場合には、「分類記号」を分類記号リストのA～Mから選択するとともに、「年齢分類記号」を年齢分類記号リストのウ～コから選択。
 注5：他の市町村で環境保全型農業直接支払を実施している場合は、その市町村名を全て記載すること。

(5) 全体面積及び多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

認定農用地の区域内において、中山間地域等直接支払交付金の集落協定がなされている面積を把握します。

重複する区域に位置する施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、多面支払の交付金を充てるよう注意してください。

5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

重複面積 (多面支払・中山間直払)	資源向上活動(共同)に取り組む場合には、中山間地域等直接支払交付金の「多面的機能を増進する活動」で選択している活動以外の活動を実施する。
100 a	

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置付けられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

<注意> 計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を()書で上段に記載するものとする。

(別紙1) 多面的機能支払に係る活動計画書(1号事業様式)

II. 1号事業(多面的機能支払)

(1) 交付金額

農地維持支払交付金、資源向上支払交付金のそれぞれの対象農用地面積に地目別の交付単価を乗じて、年当たり交付金額を算出します。(交付単価は、市町村に確認して下さい。)

平成30年度・令和元年度・令和3年度に拡充された加算措置を受けようとする場合は、別途「4. 加算措置」の様式を使用し、加算措置分を30~33ページに示す方法で算出して整理します。

(別紙1)

多面的機能支払に係る活動計画書 (1号事業様式)

II. 1号事業 (多面的機能支払)

対象組織が広域活動組織の場合は○ ⇒

各支払の中で複数の交付単価が適用される場合には、それぞれ行を追加して記入します。

1. 交付金額 ※複数の交付単価がある場合には、行を追加してください。

(1) 農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	4,600 a	3,000 円/10a	1,380,000円
畑	900a	2,000 円/10a	180,000円
草地		円/10a	円
合計	5,500a	/	1,560,000円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことで、小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が生じた場合は下記に記入し、市町村に提出してください。農地維持支払の単価が活動終了年度まで田の単価となります。

地目を田から畑に変更する面積 25 a

加算措置は別途「4. 加算措置」の様式に整理します。

(2) 資源向上支払 (共同)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	4,575a	1,800 円/10a	823,500円
畑	925a	1,080 円/10a	99,900円
草地		円/10a	円
合計	5,500a	/	923,400円

※交付単価は以下①、②への取組状況によって単価が異なりますので、乗じた額を記入してください。

①多面的機能の増進活動に取り組む
②資源向上支払(共同)を5年以上実施、又は資源向上支払(長寿命化)に取り組む

①②に該当 ⇒ 単価に0.75を乗する
①のみ該当 ⇒ 単価の修正なし
②のみ該当 ⇒ 単価に0.625を乗する
①②に該当しない ⇒ 単価に5/6を乗する

(3) 資源向上支払 (長寿命化)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	4,575a	4,400 円/10a	2,013,000円
畑	925a	2,000 円/10a	185,000円
草地		円/10a	円
合計	5,500a	/	2,198,000円

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合、かつ直営施工を実施しない場合は、単価に5/6を乗じた額を記入してください。

広域活動組織の規模を満たさない場合、長寿命化の交付上限は、保安全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じた額と交付単価に対象農用地面積を乗じた額の小さい額となります。

広域活動組織となるための規模要件 ⇒ を満たさない場合は○

集落数×200万円 6,000,000円

資源向上支払(長寿命化)は、交付上限額を記入します。

交付額の算定

加算措置についてはP30～33を参照してください。

【交付単価】

単位：円/10a

地目	農地維持 支払交付金	資源向上支払交付金(共同)			資源向上支払交付金 (長寿命化)		
	①	②	③ =②*5/6	④ =②*0.75	⑤ =②*0.75*5/6	⑥	⑦ =⑥*5/6
田	3,000	2,400	2,000	1,800	1,500	4,400	3,666
畑	2,000	1,440	1,200	1,080	900	2,000	1,666
草地	250	240	200	180	150	400	333

- ①：事業計画に定める実施期間中に、地目を変更した場合、当該期間中においては、地目変更前の単価を適用する。
- ③：多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、②に5/6を乗じた額を交付単価とする。
- ④：農地・水保管理支払交付金の取組期間も含め、共同活動又は資源向上活動(共同)を5年以上実施した農用地及び資源向上支払交付金(長寿命化)の対象農用地については、②に0.75を乗じた額を交付単価とする。
- ⑤：資源向上活動(共同)を5年間以上実施した農用地又は資源向上支払交付金(長寿命化)の対象農用地であり、かつ、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、②に0.75及び5/6を乗じた額を交付単価とする。
- ⑦：広域活動組織となるための規模要件を満たさず、かつ、直営施工を実施しない活動組織にあつては、⑥に5/6を乗じた額を交付単価とする。

※京都府では広域協定の対象とする区域が50ha以上又は協定に参加する集落が3集落以上(ただし、中山間地域等の条件不利地域を含んでいない場合は、100ha以上)の規模を有していること。

【交付額の算出方法】

(1) 対象農用地面積に地目別の交付単価を乗じて算出します。

(算定例)

対象農用地面積 田：5,000.4a、畑：4,999.6a

○ 対象農用地面積の端数処理

田：5,000.4a → 5,000a(小数第一位切り捨て)

畑：4,999.6a → 4,999a(小数第一位切り捨て)

○ 農地維持支払交付金の交付額の算出

田：5,000a × 3,000 円/10a = 1,500,000 円

畑：4,999a × 2,000 円/10a = 999,800 円

計：2,499,800 円

(2) 資源向上支払交付金(長寿命化)について、広域活動組織となるための規模要件を満たさない活動組織にあつては、以下a又はbのいずれか小さい額を年交付金額の上限とします。

a. 上表⑥又は⑦の交付単価に対象農用地面積を乗じて得た額

b. 保管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じて得た額

(算定例)

対象農用地面積15,000a (=150ha)(畑)で、直営施工を実施しない1集落で構成される活動組織

○ 資源向上支払交付金(長寿命化)の交付上限額の算出

a. 15,000a × 1,666 円/10a = 2,499,000 円

b. 1集落 × 2,000,000 円 = 2,000,000 円

の小さい額である2,000,000 円を年交付金額の上限とする。

(2) 組織の広域化・体制強化の計画

広域活動組織の設立又は活動組織の特定非営利活動法人化（NPO法人化）のための支援を受けようとする場合は、その実施予定年度を記入します。

2. 組織の広域化・体制強化の計画 (計画がない場合、この項目への記入は不要です)

	広域活動組織の設立	特定非営利活動法人化
実施予定年度	令和 6 年度	令和 10 年度

※「特定非営利活動法人」とは、営農法人とは別に多面的活動に關与する法人のことです。

組織の広域化・体制強化に対する支援を受ける場合は、「4. 加算措置」の様式を記入して下さい。

この欄は、市町村担当者と相談及び確認の上、組織の情報を記入して下さい。

以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。

集落数

農業地域類型 都市的地域 平地農業地域 中間農業地域 山間農業地域

地域振興立法の適用 特定農山村 振興山村 過疎 半島

離島 沖縄 奄美群島 小笠原諸島

指定棚田地域の該当状況

交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払 資源向上支払 (共同) 資源向上支払 (長寿命化)

※交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の算定の対象とする区域（対象農用地）内に、京都府が策定する「要綱基本方針」に位置づけられた交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地が含まれる場合には、対象農用地面積を記載します。
 (令和元年度より資源向上支払交付金も対象)

「要綱基本方針」に位置づけられた交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地

- ・生産緑地法に基づく生産緑地
- ・府及び各市町村との契約、条例、法律等に基づき保全が図られている農用地又は保全を図る必要のある農用地
- ・農振農用地と一体的な農振白地及び市街化区域内の農用地であって、多面的機能発揮の観点から、一体的な取組が必要と認められる農地

(3) 活動の計画

(1) 農地維持支払

農地維持支払のうち地域資源の基礎的保全活動は、「点検・計画策定」と「研修」、「実践活動」で構成されます。

これらの活動については、活動に該当する全ての項目を実施します。ただし、対象となる施設が存在しない活動項目は除きます。

全ての対象組織で、活動期間内に1回以上実施する必要があります。
計画最終年度にあたる組織は受講漏れのないよう注意してください。

3. 活動の計画

(1) 農地維持支払

毎年度全ての活動項目を実施します。
(研修、異常気象時の対応を除きます)

※実施する月に○を記入してください。

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
点検・ 計画策定	1 点検	○												
	2 年度活動計画の策定	○												
研修	3 事務・組織運営等に関する研修、 機械の安全使用に関する研修	事務・組織運営等に関する研修…令和6年度に受講予定 機械の安全使用に関する研修…令和7年度に受講予定 (活動期間内に各1回以上受講)												
実践活動	農 用 地	4 遊休農地発生防止のための保全管理				○								
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り			○	○								
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定											
	水 路	7 水路の草刈り			○	○								
		8 水路の泥上げ	○											
		9 水路附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定											
	農 道	10 農道の草刈り				○	○							
		11 農道側溝の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定											
		12 路面の維持	点検結果に応じて実施時期を決定											
	た め 池	13 ため池の草刈り			○	○								
		14 ため池の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定											
		15 ため池附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定											
	共 通	16 異常気象時の対応	大雨、洪水、台風、地震等の発生後被害のおそれがあるとき											
	地域資源の適切な保全管理のための推進活動										○		○	

(P.24を参照)5年間で実施する予定の「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の項目を複数選択する場合は、実施時期に「○」を記入してください。

農地維持支払交付金の交付を受けずに資源向上活動に取り組む場合は、「点検」、「年度活動計画の策定」、「実践活動」、「研修」のうち活動の対象となる施設の項目について記入してください。

「6 鳥獣害防護柵等の保守管理」「9 水路附帯施設の保守管理」「15 ため池附帯施設の保守管理」等に係る対象施設がない場合は「対象施設なし」あるいは「-」と記載

地域資源の適切な保安全管理のための推進活動

担い手農家への農地集積の加速化や過疎化・高齢化等の農村地域の構造変化に対応し、農用地、水路等の地域資源を適切に保安全管理するための目標を定めます。（構造変化に対応した保安全管理目標）

目標に基づき、地域ぐるみで取り組む保安全管理の内容及びそれを推進していくための活動を定めます。（地域資源の適切な保安全管理のための推進活動）

それらの取組の適切な実施や確実な効果発現を図るため、活動の達成状況等を市町村により点検・評価するとともに、活動の実施を通じて、活動期間中に「地域資源保安全管理構想※」をとりまとめる必要があります。

農業経営基盤強化促進法第19条第1項に定める地域計画において、別記1-4の第4の2に定める地域資源保安全管理構想に準ずる内容が含まれる場合は、地域資源保安全管理構想を作成したとみなすことができます。（令和5年度改正）

※地域資源保安全管理構想とは。

「地域資源保安全管理構想」とは、それぞれの地域で守ってきた農用地や水路、農道等の地域資源を将来にわたってどのように引き継いで行けば良いのかを地域で話し合い、今後の課題や取り組むべき活動・方策について、活動期間中に構想としてとりまとめるものです。（P.66～73参照）



地域資源の適切な保全活動のための推進活動について、様式中の各項目についてあてはまるものを選択して「○」を記入します（複数選択可）

地域資源の適切な保安全管理のための推進活動について、1)～4)を記入してください。

1) 保安全管理の目標を①～⑥から選んでください。（複数選択可）

<input type="radio"/>	①中心経営体との役割分担による保安全管理	<input type="checkbox"/>	④集落間連携や広域的活動による保安全管理
<input type="checkbox"/>	②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保安全管理	<input type="radio"/>	⑤多様な地域資源管理の担い手による保安全管理
<input type="checkbox"/>	③地域外の経営体との協力・役割分担による保安全管理	<input type="checkbox"/>	⑥その他 <input type="text"/>

2) 今後、地域で取り組んでいくべき保安全管理の内容を①～⑤から1項目以上選んでください。

<input type="radio"/>	①農地の利用集積に伴う管理作業	<input type="checkbox"/>	④共同利用施設の保安全管理
<input type="radio"/>	②高齢農家の農用地に係る管理作業	<input type="checkbox"/>	⑤その他 <input type="text"/>
<input type="radio"/>	③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業		

3) 2)で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく取組の方向性を①～⑦から1項目以上選んでください。

<input type="radio"/>	①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化	<input type="radio"/>	⑤不在村地主との連絡・調整体制の構築
<input type="radio"/>	②入り作等の近隣の担い手との協力	<input type="checkbox"/>	⑥集落間の連携や広域的な活動
<input type="radio"/>	③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり	<input type="checkbox"/>	⑦その他 <input type="text"/>
<input type="checkbox"/>	④新たな保安全管理の担い手の確保		

4) 2)で選んだ内容に取り組むため、毎年実践す

番号はP.74の活動項目番号表に示す一連の番号になっています。

<input type="radio"/>	17. 入り作農家や土地持ち非農家を含む農業者の検討会の開催	<input type="checkbox"/>	21. 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
<input type="checkbox"/>	18. 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	<input type="checkbox"/>	22. 有識者等による研修会、検討会の開催
<input type="radio"/>	19. 不在村地主との連絡体制の整備、調整等	<input type="checkbox"/>	23. その他 <input type="text"/>
<input type="checkbox"/>	20. 集落外の住民・組織や地域住民との意見交換・ワークショップ・交流会の開催		

本推進活動については、農地維持支払交付金の交付を受けて農地維持活動に取り組む場合には必ず実施します。

(2) 資源向上支払

① 地域資源の質的向上を図る共同活動

地域資源の質的向上を図る共同活動は、「1）施設の軽微な補修」、「2）農村環境保全活動」、「3）多面的機能の増進を図る活動」の3つで構成されます。

- 「1）施設の軽微な補修」の活動は、事業計画に位置づけた施設に該当するすべての項目を実施する必要があります。（点検や機能診断の結果、実施する必要性がない実践活動については、この限りではありません。）
- 「2）農村環境保全活動」の活動は、都道府県が策定する要綱基本方針に定められたテーマについて1つ以上を選択し、テーマに該当する活動を毎年度1つ以上実施します（P.76の取組番号表に5つのテーマが活動項目の内訳として示されています）。※テーマ 生態系保全、水質保全、景観形成・生活環境保全、水田貯留機能増進・地下水かん養、資源循環
- 「3）多面的機能の増進を図る活動」への取組は任意とし、取り組まない場合の交付単価は、基本単価に5/6を乗じた額になります。

(2) 資源向上支払 (共同)

1) 施設の軽微な補修 ※実施する月に○を記入してください。

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
施設の軽微な補修	機能診断・策定	24 農用地の機能診断	○											
		25 水路の機能診断	○											
		26 農道の機能診断	○											
		27 ため池の機能診断												
		28 年度活動計画の策定												
	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	令和6年度に受講予定（活動期間内に1回以上受講）											
	実践活動	30 農用地の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定											
		31 水路の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定											
		32 農道の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定											
		33 ため池の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定											
農村環境保全活動	計画策定	34 生物多様性保全計画の策定		○										
		35 水質保全計画、農地保全計画の策定		○										
		36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定		○										
		37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定		○										
	38 資源循環計画の策定													

機能診断の結果に応じて、必要な活動を毎年度実施します。

全ての対象組織で、活動期間内に1回以上実施する必要があります。計画最終年度にあたる組織は受講漏れのないよう注意してください。

1テーマ以上の取組を行うこととし、その実施時期を「○」で示します。

2) 農村環境保全活動 ★実施する月に○を記入してください。

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
農村環境保全活動	実践活動	39 生物の生息状況の把握（生態系保全）											
		42 水質モニタリングの実施・記録管理（水質保全）											
	啓発・普及	51 啓発・普及活動								○			

選択したテーマに基づき行う実践活動についてはP.76の活動項目番号表からあてはまる「活動項目番号」と「活動項目」を選択し記入します。※エクセル様式ではプルダウンで取組を選択して入力します。

行が足りない場合は追加してください。

(様式第1-4号)
【活動組織から市町村に提出するもの】

工事1件あたり200万円以上の工事がある場合、該当する工事については「長寿命化整備計画」の作成が必要です。

長寿命化整備計画書

組織名: _____

<留意事項>

活動計画書の資源向上支払(長寿命化)において、工事1件あたり200万円以上となる事が明らかな活動について、下記に記載してください。
なお、1つの活動を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考え、1件ずつ記載してください。
また、概算事業費の根拠となる資料(積算根拠や見積書)を整理してください。

延長はkm単位で小数点以下2桁まで記入します。

(1) 施設の機能診断結果及び長寿命化対策の計画等

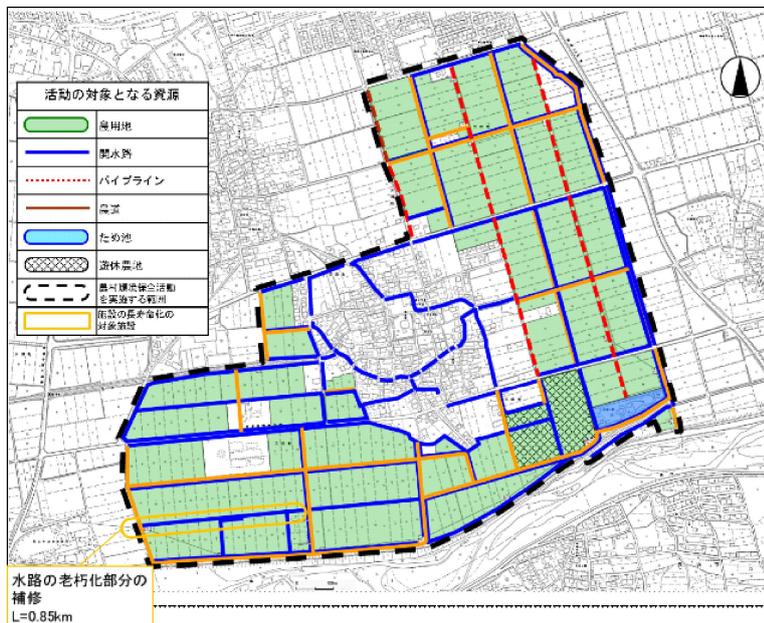
番号	施設名	設置年度	改修年度	施設の概要	機能診断結果(劣化状況等)	長寿命化対策の内容	数量	実施年度	工事1件あたりの概算事業費	備考
1	〇〇用水路	不明	-	土水路 幅〇〇mm	水路法面の崩壊や土砂の堆積により通水機能が喪失。清掃や泥上げなどの日常管理が困難である。	コンクリート水路として更新する。	0.10km	令和4年度	280万円	
2	〇〇用水路	昭和41年	昭和60年	コンクリート水路 幅〇〇mm	ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊があり、水路の一部区間が破損している。	シーリング材等を塗布してひび割れを被覆する。	0.02km	令和4年度	230万円	
3	〇〇揚水機	昭50年代	-	ゲート 幅 〇〇mm 高さ 〇〇mm	経年変化による戸当たり金物の腐食及び水密ゴムの劣化がみられる。	補修材及び塗料を塗布。水密ゴムを交換。	1箇所	令和5年度	210万円	

※ 改修年度欄には、施設の改修又は災害復旧等によって更新が行われた最近の年度を記入してください。

※ 延長は小数点以下第2位まで、概算事業費は10万円単位で記入してください。

(2) 施設の位置図

対象施設の位置図を添付し、長寿命化対策を行う施設について、活動内容、数量等を記載すること。



(2) 資源向上支払(共同)の多面的機能の更なる増進に適用条件の確認

これは加算措置の「多面的機能の増進に向けた活動への支援」に取り組む場合の記入例です。取り組む加算措置に応じて様式を記入して活動計画書に添付してください。
・加算措置に取り組まない場合は様式の提出は不要です。

多面的機能の増進を図る活動の活動項目数

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	900a	400 円/10a	36,000円
畑	190a	240 円/10a	4,560円
草地	a	40 円/10a	円
合計	1,090a		40,560円

★ 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援の適用条件

- 活動を継続する活動組織又は広域活動組織
本事業計画の活動項目数
>前年度又は変更前の活動項目数
- 新規の活動組織又は広域活動組織
本事業計画の活動項目数 2つ以上

※資源向上支払(共同)の交付単価の減額条件に該当する場合は、加算交付単価も同様に減額する。

加算措置の適用条件を確認して様式に必要事項を記入してください。

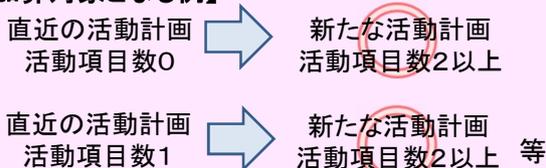
加算措置

加算措置を受ける場合は、活動計画書に「4. 加算措置」の様式を添付して下さい。

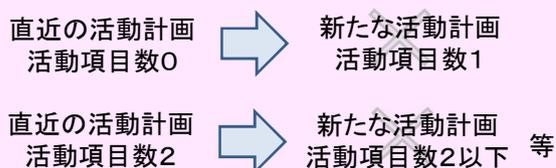
(1) 資源向上支払(共同)の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援(令和元年度拡充)

組織が多面的機能の増進を図る活動の活動項目を増加させる場合、資源向上支払交付金において単価の加算を行います。新たに本活動に取り組む場合は、2つ以上の活動項目が必要です。

【加算対象となる例】



【加算対象とならない例】



(2) 資源向上支払(共同)の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援
適用条件の確認
多面的機能の増進を図る活動の活動項目数

項目	本事業計画の取組	前年度又は変更前の取組
遊休農地の有効活用	○	
農地周りの環境改善活動の強化		
地域住民による直営施工		
防災・減災力の強化		
農村環境保全活動の幅広い展開	○	○
やすらぎ・福祉及び教育機能の活用		
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化		
都道府県、市町村が特に認める活動		

↓ 活動を継続中の組織のみ記入
活動を継続中の組織のみ記入します。

新たな活動計画において、実施する増進活動の取組に○を記入してください。

(2) 資源向上支払(共同)の農村協働力の深化に向けた活動への支援(令和元年度拡充)

組織が下記の要件を満たした場合、資源向上支払交付金において単価の加算を行います。

【役員に女性が2名以上選任されていない場合】 ①、②、③

【役員に女性が2名以上選任されてる場合】 ①、②、④

① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受けること

② 農業者以外の参画割合が4割以上であること

③ 構成員の総人数の8割以上が参加する実践活動を実施すること

④ 構成員の総人数の6割以上が参加する実践活動を毎年度2種以上それぞれ別の日に実施すること

構成員の総人数がわかる一覧表等の提出が必要です。

【加算単価】

単位: 円/10a

地目	資源向上支払(共同) 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援	資源向上支払(共同) 農村協働力の深化に向けた活動への支援
田	400	400
畑	240	240
草地	40	40

※様式に従い交付額を記入してください。加算措置の詳細については、「多面的機能支払交付金のあらし」P. 8~10加算措置を参照してください。

組織の広域化・体制強化に係る支援を受ける場合は、活動計画書に「4. 加算措置」の様式を添付してください。

(3) 組織の広域化・体制強化に係る支援(令和元年度拡充)

活動組織が広域化・体制強化を行う場合、広域化組織の面積規模別に交付額を分けるとともに、活動計画期間にわたる継続的な支援を行います。

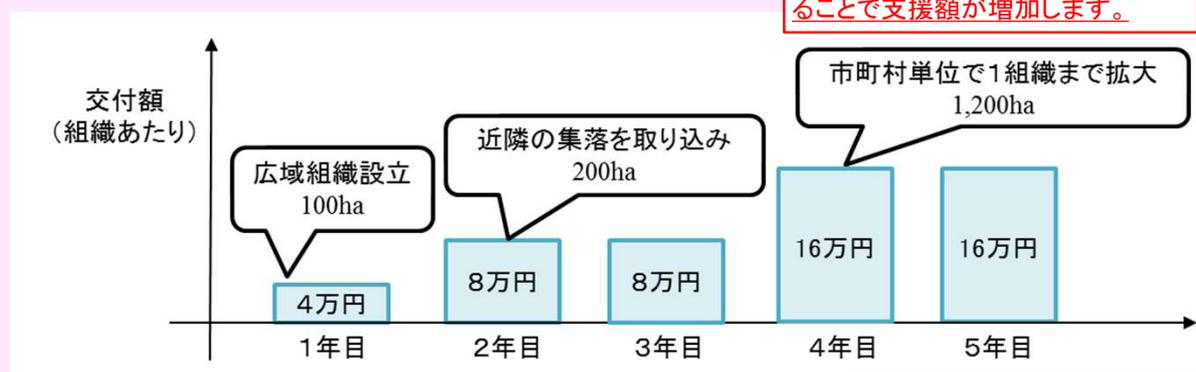
なお、特定非営利法人化(NPO法人化)に取り組む場合は、京都府における200ha以上と同じ交付額になります。

面積は全て農地維持支払の認定農用地面積を対象とします。

広域活動組織の面積規模別の交付額

面積規模	交付額
3集落以上または50ha以上	4万円/年・組織
200ha以上	8万円/年・組織
1,000ha以上	16万円/年・組織

【段階的に広域化する場合の適用例】



広域活動組織が面積規模を拡大することで支援額が増加します。

(4) 組織の広域化・体制強化に対する支援

区分	交付単価	該当するものに○
3集落以上 又は50ha以上200ha未満	40,000円/組織	○
200ha以上1,000ha未満 又は特定非営利活動法人	80,000円/組織	
1,000ha以上	160,000円/組織	

広域活動組織が面積規模を拡大した場合は該当する区分に変更して活動計画書の再申請を行ってください。

※北海道にあっては、3集落以上又は1,500ha以上3,000ha未満のとき40,000円/組織、3,000ha以上15,000ha未満又は特定非営利活動法人のとき80,000円/組織、15,000ha以上のとき160,000円/組織に置き換える。

※特定非営利活動法人の加算措置を受ける場合は、特定非営利活動促進法第13条第2項の登記事項証明書の写しを提出してください。

加算措置を受ける場合は、活動計画書に「4. 加算措置」の様式を添付してください。

(4) 水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援(令和3年度拡充)

大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組である「田んぼダム」に一定の要件を満たして取り組む場合、資源向上支払(共同)に単価の加算を行います。

資源向上支払(共同)の加算単価(円/10a)

	京都府
田	400

※農地・水保全管理支払の取組を含め資源向上支払(共同)を5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。
※要件を満たす限り、加算措置は次期の事業計画期間においても適用されます。

<流出を抑制する落水量調整装置の例>



a 田んぼダム実施
b 田んぼダム未実施

<加算措置の要件>

①事業計画の作成・変更

- ・市町村が策定する水田貯留機能強化計画に基づき、田んぼダムの実施面積、年度別計画及び位置図を様式第1-3号の事業計画書に記載する必要があります。
- ・農村環境保全活動のうち「水田貯留機能増進・地下水かん養」または多面的機能の増進を図る活動のうち「防災・減災力の強化」のいずれかを活動項目に位置付けて取り組む必要があります。

②実施面積の考え方

事業計画最終年度までに次のいずれかの条件を満たす必要があります。

- (a) 資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと
- (b) 広域活動組織にあっては、加算措置に取り組む集落毎に、交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと

<加算対象面積の考え方>

加算措置の要件①及び②を満たす場合、この加算措置に取り組む初年度から、当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体を加算対象面積とします。

a 実施期間

開始年度	最終年度
令和5 年度	令和9 年度

b 実施計画

年度	年次計画・実施体制等
令和5 年度	構成員に田んぼダムについて周知を行う。運営委員会が中心となり、田んぼダム実施体制を確立する。資源向上支払(共同)対象農用地のうち10%で田んぼダムを実施する。
令和6 年度	資源向上支払(共同)対象農用地のうち30%で田んぼダムを実施する。
令和7 年度	資源向上支払(共同)対象農用地のうち50%で田んぼダムを実施する。
令和8 年度	資源向上支払(共同)対象農用地のうち55%で田んぼダムを実施する。
令和9 年度	資源向上支払(共同)対象農用地のうち60%で田んぼダムを実施する。

面積が一致しているか確認して下さい。

c 最終年度における実施面積及び加算額

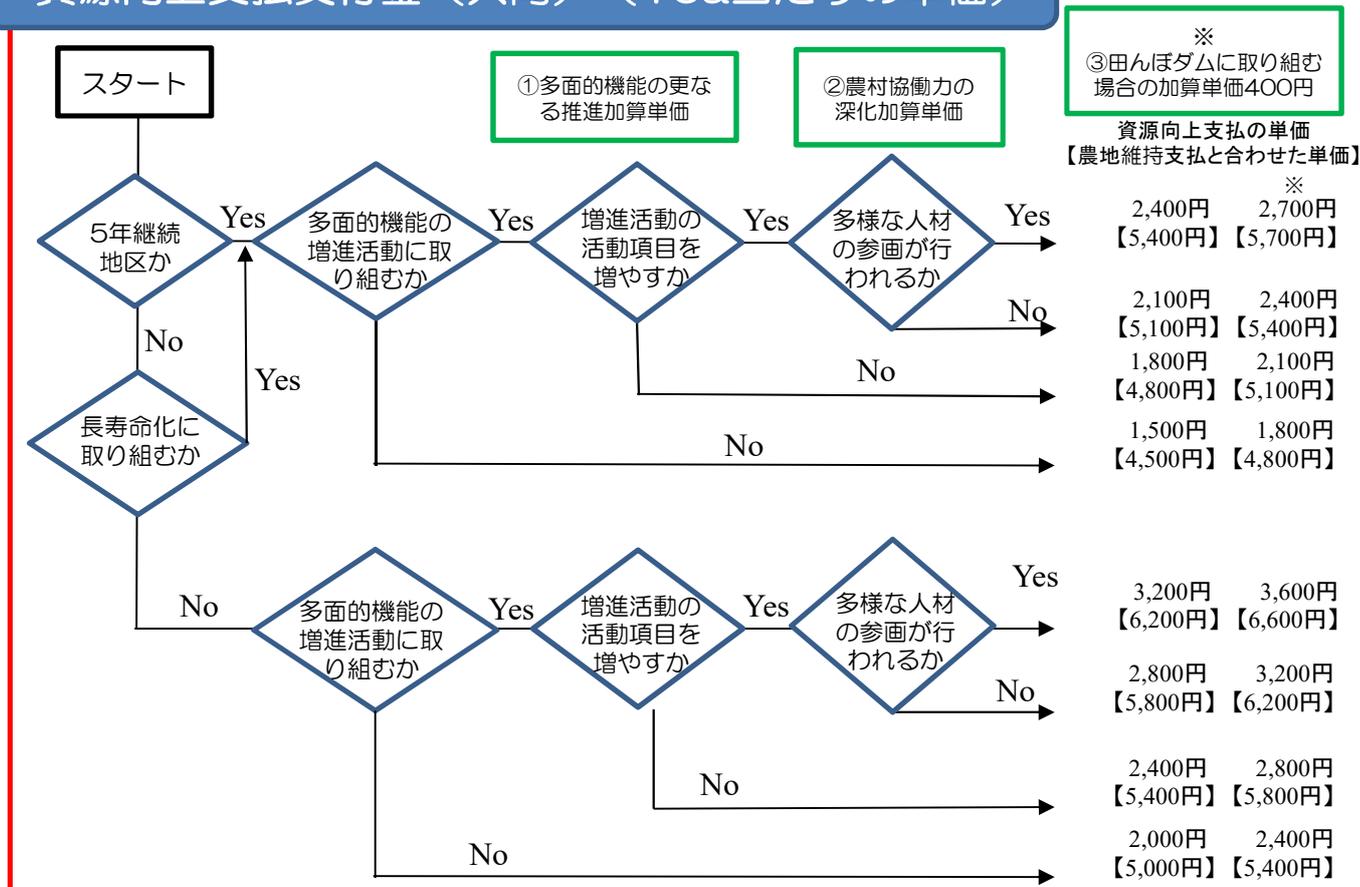
地目	全対象農用地面積		交付単価	年当たりの加算額	実施面積の割合
	うち、実施面積				
田	10,000a	6,000a	300 円/10a	300,000円	60%

(参考) 広域活動組織における集落ごとの実施面積と割合

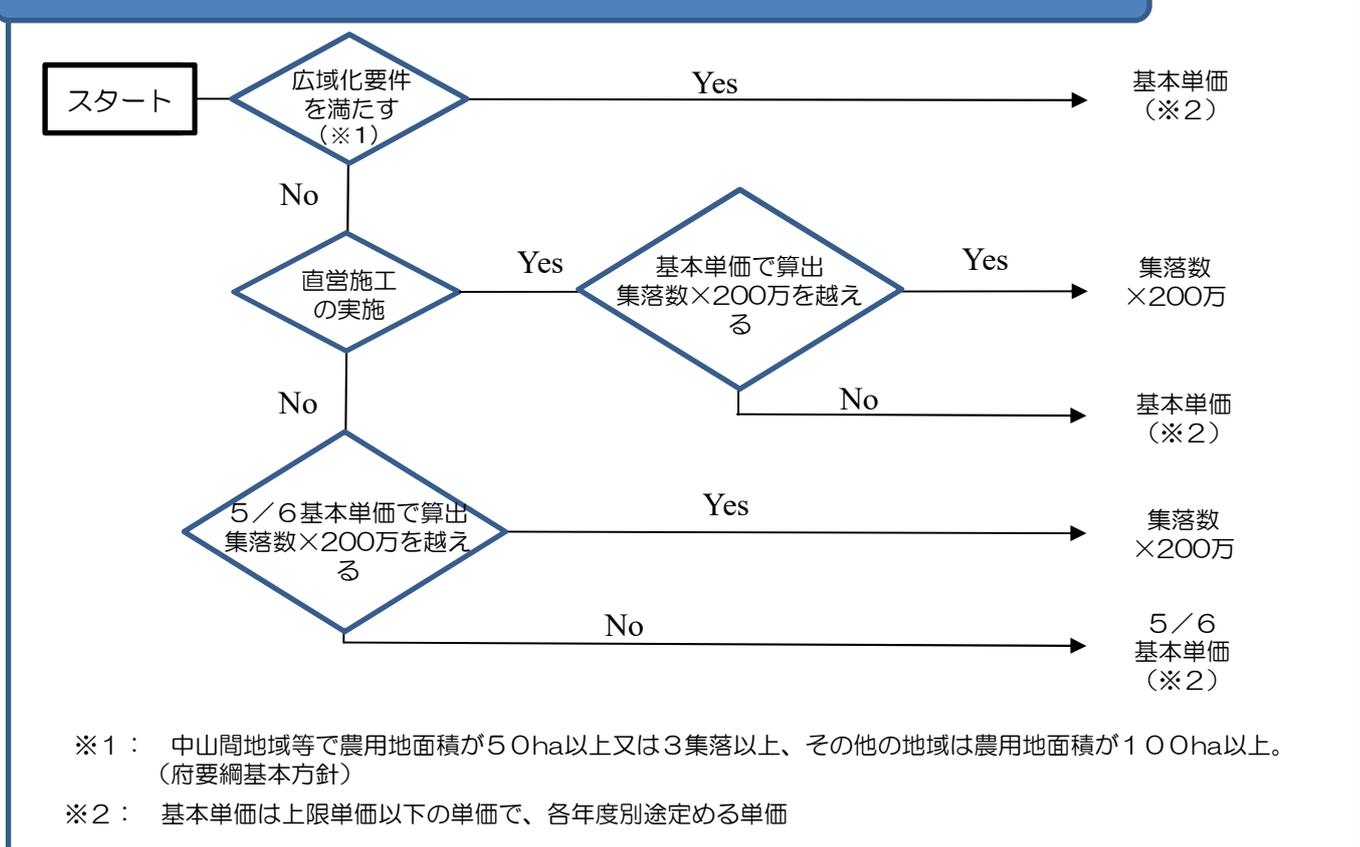
集落名	対象農用地面積	うち、実施面積	実施面積の割合	備考
A	3,000 a	2,000 a	67%	
B	2,000 a	1,000 a	50%	
C	4,000 a	2,400 a	60%	
D	1,000 a	600 a	60%	

単価フロー

資源向上支払交付金（共同）（10a当たりの単価）



資源向上支払交付金（長寿命化）（10a当たりの単価）



6. 総会の開催

多面的機能支払交付金の実施に関する事項は総会で決定し、議決事項は活動組織の構成員全員に周知する必要があります。

(設立総会)

はじめに設立総会を開催し、作成した規約(案)、役員(案)、事業計画(案)等の活動組織の設立、活動に関する事項を議題として審議し、議決を得る必要があります。

(通常総会)

通常総会は、毎年度1回以上開催する必要があります。

(臨時総会)

通常総会のほかに、次に掲げる場合に開催する臨時総会があります。

- ・ 構成員現在数の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- ・ 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
- ・ その他代表が必要と認められたとき。

いずれの総会も、構成員現在数の過半数の出席(委任状を含む)がなければ成立しません。

総会開催から議決までのながれ

- 1) あらかじめ役員会等で話し合い、総会の審議事項、開催日、開催方法等について設定します。審議事項は、活動計画の作成又は変更、収支決算及び実施計画に関する事等の活動組織の運営に関する重要な事項等となります。
- 2) 総会の招集を行います。招集にあたっては、規約で定める日までに(規約例では、開催の7日前まで)、書面にて会議の日時、場所、目的、審議事項を構成員に通知します。
- 3) 総会は、構成員現在数の過半数の出席をもって成立します。開会前に出席者数の確認を行います。なお、出席は委任状をもって代えることができます。
議事は、出席した構成員の過半数(特別議決事項にあつては3分の2以上)で決めます。
議決前に議案説明、質疑応答を行った上で採決を行って下さい。
- 4) 活動事項を構成員全員の承知のもとで実施するため、総会閉会后速やかに、規約で定める方法により(規約例では、総会で決定した事項を記載した書面を作成して、その写しを構成員全員に配布する)構成員全員に確実に周知します。

総会の開催、議決に当たっての留意点

- ・ 総会は、規約に基づいて行われます。規約制定時に構成員で話し合い、総会の議決方法等について地域の事情に応じて適切に決めて下さい。
- ・ 採決にあたっては、挙手や起立等の賛成者数を把握できる方法で行い、賛成者数、反対者数を把握し、議決の可否を確認して下さい。また、議事録に議案ごとの賛成者数を記録して下さい。
- ・ 総会資料や議事録は、実施状況報告の根拠資料ともなりますので、適切に記録し、5年間保管して下さい。
- ・ 総会を欠席された方へも、記録を書面配布するなどにより、総会の議決事項の周知を行ってください。